

## 財用語解説(その1)

用語	見方	算式
実質収支	決算収支をあらわすもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整の範囲内の適度な剩余が望ましいとされる。	(歳入-歳出)-翌年度へ繰越すべき財源
単年度収支	実質収支が、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は、当該年度と前年度の実質収支の差額。 黒字であれば、その分新たな剩余が発生、又は赤字が解消したことになる。	当該年度実質収支-前年度実質収支
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額であり、当該地方公共団体の普通交付税算定における標準税収入額と譲与税等に普通交付税を加算した額。 ※平成21年度までは実質公債費比率等の算定にあたっては、右の算式によって算定された額に臨時財政対策債発行可能額を加算	{(基準財政収入額-各種譲与税-交通安全対策特別交付金-児童手当特例交付金)×100/75+各種譲与税+交通安全対策特別交付金+児童手当特例交付金}+普通交付税
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時の経費に充當できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。	{経常経費充当の一般財源の額/(経常一般財源の総額+減税補てん債+臨時財政対策債)}×100(%)
財政力指數	当該団体の財政力を表わす指標で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。	基準財政収入額/基準財政需要額の3カ年の数値の平均
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合で、黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表される。	実質収支額/標準財政規模×100(%)
実質公債費比率	一部事務組合や下水道・病院等の元利償還金に対する負担金や繰出金等を含めた実質的な公債費に充てる一般財源額の標準財政規模に対する比率。 平成18年度から地方債の発行が許可制から原則協議制へ移行したことに伴い、地方債の発行に対する同意又は許可の基準として定められた。 (1) 18%以上の団体 地方債の発行に対し、総務大臣又は知事の許可が必要 (2) 25%以上の団体 地方債の発行が制限される	(A+B)-(C+D)/E-D ×100(%) 上記算式によって得た比率の過去3ケ年間平均をいう。 A…地方債の元利償還金（繰上償還等除く） B…地方債の元利償還金に準ずるもの（公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等） C…元利償還金の財源に充てられる特定財源 D…普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金及び元利償還金に準ずるもの E…標準的な規模の収入額（標準財政規模+臨時財政対策債）
公債費負担比率	公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。 その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。	公債費充当一般財源/一般財源総額×100(%)
地方債現在高倍率	当該団体の地方債の借入(発行)残高を標準財政規模で除したもので、その団体として、適切な地方債残高を判断する指標となる。	地方債現在高/標準財政規模

## 財用語解説(その2)

用語	内容
普通会計	地方自治法等の法律によって規定されているものではなく、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営事業会計以外の特別会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。(下図参照)
一般財源 と 特定財源	一般財源とは、使途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいい、特定財源とは使途が特定されるものをいう。 一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。 前者は、地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的であり、後者は、国庫(県)支出金、地方債、分担金及び負担金などが代表的である。
自主財源 と 依存財源	自主財源とは、自主的に収入しうる財源をいい、依存財源とは、国(県)の決定により交付されたり、割り当てられたりする収入をいう。 自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。 前者は、地方税、分担金及び負担金、使用料などが代表的であり、後者は、地方交付税、国庫(県)支出金、地方債などが代表的である。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経費である。 通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
投資的経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。 通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
臨時財政 対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として認められた地方債をいい、地方財政法第33条の5の2の規定に基づき、平成13年度から平成21年度までの間に限り、発行される。 地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。

### (参考) 地方財政の範囲

